

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四十五号

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例

佐賀県核燃料税条例（平成二十年佐賀県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「により」の下に「原子力規制委員会及び」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「により」の下に「原子力規制委員会及び」を加える。

附 則

この条例は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
<p>(納税義務者等) 第四条 略</p> <p>2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。</p> <p>一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う使用前検査の全てに合格した日</p> <p>二 発電用原子炉について電気事業法第五十四条の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日</p> <p>三 略</p>	<p>(納税義務者等) 第四条 略</p> <p>2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。</p> <p>一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の規定により経済産業大臣が行う使用前検査の全てに合格した日</p> <p>二 発電用原子炉について電気事業法第五十四条の規定により経済産業大臣が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日</p> <p>三 略</p>	